

有機溶剤作業主任者技能講習

2017.9.20 作成

◇労働安全衛生法 第14条(作業主任者) 労働安全衛生施行令第6条-22

事業者は、労働災害を防止するため、屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において、有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものを含む。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、「有機溶剤作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。(労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第22号、同別表第18第22号)

◇カリキュラム

- ・健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】
- ・保護具に関する知識【2時間】
- ・作業環境の改善方法に関する知識【4時間】
- ・関係法令【2時間】
- ・修了試験【1時間】

◇対象となる有機溶剤

労働安全衛生法施行令第6条18号及び同施行令別表第3第2号下記項目

- ・ 特別有機溶剤等
 1. エチルベンゼン 3の3
 2. クロロホルム 11の2 旧第一種
 3. 四塩化炭素 18の2 旧第一種
 4. 1・4 — ジオキサン 18の3 旧第二種
 5. 1・2 — ジクロロエタン(別名 二塩化エチレン)18の4 旧第一種
 6. 1・2 — ジクロロプロパン 19の2
 7. ジクロロメタン(別名 二塩化メチレン)19の3 旧第二種
 8. スチレン 22の2 旧第二種
 9. 1・1・2・2 — テトラクロロエタン(別名 四塩化アセチレン)22の3 旧第一種
 10. テトラクロロエチレン(別名 パークロールエチレン)22の4 旧第二種

11. トリクロロエチレン 22 の 5 旧第一種
12. メチルイソブチルケトン 33 の 2 旧第二種

労働安全衛生法施行令第 6 条 22 号及び同施行令別表第 6 の 2

• 第一種

1. 1・2 — ジクロルエチレン(別名 二塩化アセチレン)
2. 二硫化炭素

• 第二種

1. アセトン
2. イソブチルアルコール
3. イソプロピルアルコール
4. イソペンチルアルコール(別名 イソアミルアルコール)
5. エチルエーテル
6. エチレングリコールモノエチルエーテル(別名 セロソルブ)
7. エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート(別名 セロソルブアセタート)
8. エチレングリコールモノ—ノルマル—ブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)
9. エチレングリコールモノメチルエーテル(別名 メチルセロソルブ)
10. オルト — ジクロルベンゼン
11. キシレン
12. クレゾール
13. クロルベンゼン
14. 酢酸イソブチル
15. 酢酸イソプロピル
16. 酢酸イソペンチル(別名 酢酸イソアミル)
17. 酢酸エチル
18. 酢酸ノルマル — ブチル
19. 酢酸ノルマル — プロピル
20. 酢酸ノルマル — ペンチル(別名 酢酸ノルマル—アミル)
21. 酢酸メチル
22. シクロヘキサノール

23. シクロヘキサノン
24. N・N — ジメチルホルムアミド
25. テトラヒドロフラン
26. 1・1・1 — トリクロルエタン
27. トルエン
28. ノルマルヘキサノール(ヘキサノール)
29. 1 — ブタノール
30. 2 — ブタノール
31. メタノール
32. メチルエチルケトン
33. メチルシクロヘキサノール
34. メチルシクロヘキサノン
35. メチル — ノルマル—ブチルケトン

- 第三種

1. ガソリン
 2. コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む)
 3. 石油エーテル
 4. 石油ナフサ
 5. 石油ベンジン
 6. テレピン油
 7. ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む)
- 前各号に掲げる物のみから成る混合物